

技能実習生及び留学生の皆様へ

- 2022年6月22日から、地方出入国在留管理官署において、技能実習及び留学の在留資格認定証明書申請時に、申請者本人及び受入責任者としての管理団体等に対し、「ファストトラック」及び「Visit Japan Web」の利用に関する「確認書」の提出を求めることとなりました。
- また、2022年6月22日以前に技能実習及び留学の在留資格を取得したものの、その当時、「ファストトラック」及び「Visit Japan Web」の利用に関する「確認書」の提出をしていない方については、6月22日以降に査証申請する際、申請者本人及び受入責任者の「確認書」の提出を求めることとなりました。
- 在留資格認定証明書申請時又は査証申請時、「ファストトラック」及び「Visit Japan Web」を利用の上、当館のホームページ又は、出入国在留管理局のホームページに掲載された確認書を提出願います。